

2024年9月

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づ
く休眠預金により支払われる職員の人件費水準の公開について

特定非営利活動法人

森林セラピーソサエティ

標記の件に関し、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関
する法律」に基づき2024年度案件として実施する事業につき、休眠預金を原資として
支払う人件費水準については以下の通りです。

3,500円/時間～11,400円/時間

なお、理事・監事・委員による業務従事単価については、本法人理事会決議（令和3年
5月30日）に基づき、国の定める「謝金の標準支払基準」（平成27年3月6日各府省等
申合せ）第2支払基準（別表1）（別表2）を準用することとしている。

以上

(参考)

理事会決定
令和3年5月30日

役員等の報酬に関する規定

特定非営利活動法人 森林セラピーソサエティ

(目的)

第1条 本規定は特定非営利活動法人森林セラピーソサエティ（以下、「ソサエティ」という。）の社員、理事、監事（以下、「役員等」という。）の報酬に関する事項は、令和3年5月30日の理事会決定に基づく本規程の定めるところによる。

(報酬の種類)

第2条 定款第18条に定める役員等の報酬の内、この規定では実際に業務に従事したことへの費用弁償的性格のものについて定めることとし、次の各号による。

- 1) 会議出席手当（都内の場合は、交通費を含んだものとし、都外についてはその都度定めるものとする。業務弁償金としての性格を有する。）
 - 2) 講演会謝金（フォーラム等で特定時間枠を指定して単一の講義、講演を行う場合に支払うものとする。）
 - 3) 助言及び業務遂行謝金（業務出張に伴う助言、ワークショップの実施その他支援業務を含む。）
 - 4) その他、依頼する業務の内容により理事長が必要と認めた謝金
- 2 その金額は、国の定める「謝金の標準支払基準」（平成27年3月6日各府省等申合せ）に準拠した時間単価によるものとし、単価表は別に定める。

(業務弁償金)

第3条 役員会等の会議出席に関しての業務弁償金は、前条第1号から第3号に定める報酬に含まれるものとする。

2 第4号でいう業務の内容によっては、対象となる役員等の個別の事情を勘案して業務十字で損失被害を与える額に応じて、理事長が定める適当な額とする。出演した時は爾後の理事会において報告しなければならない。

(旅費交通費の支払い)

第4条 業務において必要な旅行をしたときは、職員の旅費規定に従って算出した金額を支給する。実費精算に係る証憑書類が算出金額を下回る場合は、その限りで支払うものとする。ただし、航空便の使用の要否については出張者の申し出に基づくものとする。

2 航空機はビジネスクラス、船は1等船室、グリーン車等、特別車両に搭乗乗船乗車した時は、領収書等の証憑書類に基づき、支払うものとする。グランクラス等の特上クラスを利用した時は、その利用料は支払わない。

(通勤交通費の取扱い)

第 5 条 役員等のソサエティ事務局への登庁に要する交通費はその実費を支払う。駐車場の利用料も含むものとする。

第 6 条 本規定に定めのない事項は理事会において協議し、決定するものとする。

(参考)「謝金の標準支払基準」(平成 27 年 3 月 6 日各府省等申合せ)抄

第 2 支払基準

1. 会議出席謝金支払基準

懇談会等行政運営上の会合(以下「会合」という。)への出席に対する会議出席謝金の日額及び時間単価は、原則として別表 1 の標準単価を適用する。

会合の主催者や影響度等を考慮し、別表 1 の備考を参考として、依頼する職名ごとに別表 1 の職名に対応する標準単価の中から適宜単価を選択する。

ただし、職名によらず一律の単価を設定する会合にあっては、別表 1 の標準単価の中から、適宜(日額と時間単価は区別する)単価を選択する。

【別表 1】

(単位:円)

職名別 単価 区分	標準単価					
	会長		委員(会員)・随時委員		幹事・専門委員	
	日額	時間単価	日額	時間単価	日額	時間単価
①	22,800	11,400	19,700	9,800	17,800	8,900
②	20,600	10,300	17,800	8,900	15,700	7,800
③	18,500	9,200	16,100	8,000	13,700	6,800
④	16,400	8,200	14,000	7,000	11,700	5,800
⑤	14,400	7,200	12,000	6,000	9,700	4,800
⑥	12,300	6,100	9,900	4,900	7,600	3,800
⑦	10,300	5,100	7,900	3,900	5,600	2,800

(令和 6 年 3 月 5 日改訂)

2. 講演等謝金支払基準

講演会・研修等において講演や講義を行う講師等に対する講演謝金及び会議等への出席とは別に来所して助言等を行う協力者に対する助言謝金は、原則として別表 2 の標準単価を適用する。

依頼内容、依頼先の知名度を考慮し、別表 2 の分野別職位等を参考として、①から⑪までの標準単価の中から適宜単価を選択する。

【別表 2】

(単位:円)

区分	標準単価 時間単価	分野別職位等						
		大学の職位	大学の職位にある者の平均勤続年数	民間	地方公共団体等			
①	11,400	大学学長級	17 年以上	会長・社長・役員級	知事・市町村長			
②	9,800	大学副学長級						
③	8,800	大学学部長級						
④	7,900	大学教授級 1						
⑤	7,000	大学教授級 2	12 年以上	工場長級	部長級			
⑥	6,100	大学准教授級						
⑦	5,200	大学講師級	12 年未満	課長代理級	室長級			
⑧	4,600	大学助教・助手級						
⑨	3,800	大学助手級以下 1				係員 1	課長級	課長補佐級
		大学助手級以下 2						
⑩	2,600	大学助手級以下 2						
		大学助手級以下 3						
⑪	1,600	大学助手級以下 3	係員 3	課員 3	課員 3			

(令和 6 年 3 月 5 日改訂)